

●要配慮者利用施設の種類

社会福祉施設	学校
入所系高齢者福祉施設(特別養護老人ホーム、有料老人ホームなど)	幼稚園
通所系高齢者福祉施設(通所介護、小規模多機能型居宅介護など)	小学校
障がい福祉サービス事業の用に供する施設	中学校
障がい者支援施設	義務教育学校
障がい児通所支援施設	特別支援学校
地域活動支援センター	高等学校
救護施設	医療施設
授産施設	病院
児童福祉施設	診療所
児童自立生活援助事業の用に供する施設	助産所
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	
子育て短期支援事業の用に供する施設	
一時預かり事業の用に供する施設	
児童相談所	